



40歳以下の世帯の住宅購入に

申請受付は

2025年

2月28日(金)まで

# 最大60万円助成します はだの丹沢ライフ応援事業

## 対象となる住宅

- 世帯の全員が居住する自己所有の住宅である
- 市内の戸建て住宅又は分譲マンションである
- 令和4年4月1日以降に工事請負契約又は売買契約が締結されている住宅である

## 対象となる方

- 助成対象住宅の工事請負契約または売買契約の契約者である
- 工事請負(売買)契約日時点の年齢が40歳以下である(配偶者がいる場合はいずれも40歳以下)  
※さと地共生住宅開発許可制度または空家バンクに登録の空家を活用する場合は、年齢制限はありません。
- 申請日に世帯の全員が助成対象住宅に居住しており、継続して3年以上居住する予定である
- 申請日に本市に住民登録している
- 地域の自治会へ加入している、または加入する意思がある
- 世帯の全員に市税等の滞納がない
- 過去にこの助成金の交付を受けていない
- ミライエ秦野の住宅購入助成を受けていない、または受ける予定がない

## 助成金額

最大  
60万円

基本額 20万円



転入加算  
10万円

子育て加算  
1人につき  
10万円

結婚新生活  
加算  
10万円

さと地共生  
住宅加算  
10万円

空家加算  
10万円

制度の詳細については、ホームページもご覧ください



問い合わせ先：都市部 交通住宅課 住宅政策・移住相談担当

☎0463-82-9642

## 申請の前に確認

- 新居に住民票を異動しましたか？
- 新居の「所有権保存（移転）登記」は終わっていますか？
- 登記事項全部証明書（建物）に記載の「所有権保存（移転）登記」の受付日から3か月以内ですか？

## 必要な書類

- 助成対象住宅の工事請負契約書または売買契約書のコピー  
※契約日・契約者（買主）・工事請負業者（売主）・物件所在地を確認するため、それらが分かるページのコピーが必要です。
- 助成対象住宅の登記事項全部証明書（**建物のみ**で可）  
※助成対象住宅が申請者の所有であること、所有権保存（移転）登記の受付日を確認します。  
※お手元がない場合は、市役所西庁舎1階の法務局出張所で取得（有料）することができます。
- 新住所の住民票  
※申請者とその世帯員全員が、申請日に助成対象住宅に住んでいることを住民票から確認します。  
※同意書兼誓約書の提出により**省略可能**です。
- 助成金交付申請書（第1号様式）
- 同意書兼誓約書（第2号様式）

### 市外から転入してきた方

- 転入者の戸籍の附票  
※所有権保存（移転）登記の受付日から前1年以内に本市に転入し、かつ転入した日から前1年の間に本市に住民登録がなかったことを確認します。  
※申請日から過去2年のあいだに新しく戸籍を編製した方（結婚したときなど）または転籍した方（本籍を別の場所に移転したとき）は、戸籍の附票の除票を提出していただく場合があります。

### 契約日において結婚5年以内の方

- 婚姻届受理証明書もしくは戸籍謄本  
※婚姻日を確認します。  
※婚姻届受理証明書は、婚姻届を提出した自治体で取得することができます。  
※本籍地が秦野市ではない方も、秦野市役所戸籍住民課で戸籍謄本を取得することができます。

### 妊娠中の方

- 母子健康手帳のコピー（表紙のみで可）

### 他自治体に納税している方 1月1日時点の住所地であった自治体に納税義務があります。

- 前住所地での**市区町村民税**の滞納がないことを証明する書類（納税義務がある全員分）  
※自治体によって名称が違いますが、「滞納のない証明書」や「未納税額のないことの証明書」などが該当する書類です。  
※納税義務がない方（18歳未満の子を除く）は**非課税証明書**の提出をお願いいたします。  
※最新年度のものをご用意ください。  
4月・5月・6月に申請する方⇒令和5年度 7月以降に申請する方⇒令和6年度  
※秦野市に納税義務がある方は、同意書兼誓約書の提出により省略可能です。

## 申請期間・申請方法

助成対象住宅の所有権保存登記又は移転登記がされてから**3か月以内**に、交付申請書に必要な書類を添えて、交通住宅課窓口へ提出してください。（郵送申請可）

